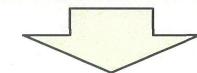
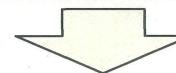
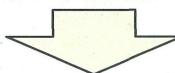
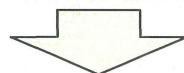


母子家庭の自立支援策の概要

○平成14年度に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当を中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換したところ。

自立・就業支援に主眼を置いた総合的な母子家庭等対策の推進

- 児童扶養手当法第2条(児童扶養手当の趣旨)
 - ・児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない。
- 母子及び寡婦福祉法第4条(自立への努力)
 - ・母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。



子育てと生活支援

- 保育所の優先入所の法定化
- ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充

就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- 母子家庭の母の公共的施設における雇い入れの促進

養育費の確保

- 養育費支払い努力義務の法定化
- 法律相談事業の実施
- 養育費の額の目安となる算定表を含む「養育費の手引」の作成
- 民事執行制度の改正による履行確保の促進

経済的支援

- 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実
- 児童扶養手当の支給

母子自立支援員の設置

相談に応じ自立に必要な指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を実施（都道府県、市等）（平成17年度（12月末現在） 1,395人）